○職場実習及び実戦実習実施要綱

平成４年３月23日

埼例規第14号・教・学

警　察　本　部　長

職場実習実施要綱の制定について（例規通達）

警察官の採用時教養の実施に関する訓令（平成４年埼玉県警察本部訓令第12号）の制定に伴い、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成４年４月１日から実行することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、職場実習実施要綱の制定について（昭和59年埼例規第13号・教・外・学）は、廃止する。

別添

職場実習及び実戦実習実施要綱

題名改正〔平成17年第473号〕

第１　趣旨

この要綱は、警察官の採用時教養の実施に関する訓令（平成４年埼玉県警察本部訓令第12号）第13条の規定に基づき、職場実習及び実戦実習の実施について必要な事項を定めるものとする。

第２　実習の重点

１　職場実習

職場実習は、初任教養を修了して警察署に配置された警察官（以下「職場実習生」という。）に対して、次に掲げる事項を重点に行うものとする。

(1)　地域警察官の実際について理解させること。

(2)　地域警察官としての実務能力を養うとともに、基本的捜査書類作成能力その他捜査実務に関する基本的な知識・技能を修得させること。

(3)　職場環境に適応させるとともに、警察官としての自覚の高揚を図ること。

(4)　良識ある社会人としての生活態度を修得させること。

２　実戦実習

実戦実習は、初任補修科を修了した警察官（以下「実戦実習生」という。）に対して、次に掲げる事項を重点に行うものとする。

(1)　採用時教養修了後の本格的実務への移行に対応し得る能力を修得させること。

(2)　地域警察官としての実務能力を向上させるため、独立性の強い勤務を通じて補強教養を行うとともに、実務に習熟させること。

(3)　職場環境に適応させるとともに、警察官としての自覚の高揚を図ること。

(4)　良識ある社会人としての生活態度を修得させること。

第３　実習の編成及び期間

１　職場実習

職場実習は、地域実習及び捜査実習をもって編成する。

(1)　「地域実習」は、地域実習指導員による一対一の同行指導の下に、地域勤務の基本を修得させることを目的として、職場実習の始期及び終期に実施する。

地域実習の期間は、長期課程、短期課程ともに職場実習の始期に２か月、終期に１か月とする。

(2)　「捜査実習」は、捜査実習指導員による原則として一対一の指導の下に、司法警察職員として必要とされる基本的捜査書類作成能力その他捜査実務に関する基本的な知識・技能の修得を目的として実施する。

捜査実習の期間は、長期課程、短期課程ともに１か月とする。

２　実戦実習

実戦実習は、交通実習を含む編成とする。

(1)　「実戦実習」は、実戦実習指導員による一対一の同行指導又は実戦実習指導者の管理、指導の下に独力勤務を行い、地域警察の本格的実務への移行に対応し得る能力を修得させることを目的として実施する。

実戦実習の期間は、長期課程は４か月とし、短期課程は３か月とする。

(2)　「交通実習」は、原則として交通実習指導員による一対一の指導の下に、交通取締り等交通実務に関する基本的な知識・技能の修得を目的として、実戦実習の始期に実施する。

交通実習の期間は、長期課程、短期課程ともに、おおむね７日間とする。

第４　実習先

１　職場実習

(1)　地域実習

地域実習は、原則として実習生が分掌配置された交番において行うものとする。ただし、当該交番における取扱い事案の内容、件数等により実習生個々の教養効果に差異が生じると認めるときは、その不均衡を是正するため、実習先を変更することができる。

(2)　捜査実習

捜査実習は、原則として警察署における刑事部門を担当する課において行うものとする。

２　実戦実習

実戦実習は、原則として実習生が分掌配置された交番において行うものとする。ただし、当該交番における取扱い事案の内容、件数等により実習生個々の教養効果に差異が生じると認めるときには、その不均衡を是正するため一時的に実習先を変更することができる。

また、交通実習は、原則として警察署における交通部門を担当する課において行うものとする。

第５　教養実施者の指定

警察署長（以下「署長」という。）は、実習の適切かつ効果的な推進を図るため、次により教養担当者、教養指導者、実習指導者及び実習指導員（以下「教養実施者」という。）を指定するものとする。

１　教養担当者

副署長をもって充てる。

２　教養指導者

警務課（係）長及び実習に係る業務を担当する課（以下「実習担当課」という。）の課（係）長をもって充てる。

なお、必要に応じて、課長代理又は係長を教養指導者の補助者として指定し、運用することができるものとする。

３　実習指導者

実習担当課の課長代理又は係長のうち、署長が指定するものをもって充てる。

４　実習指導員

実習担当課の警部補、巡査部長又は巡査の階級にある警察官の中から、署長が人格的に優れ、かつ、指導力を有するものとして指定するものをもって充て、必要に応じて、実習指導員を補佐する実習補助員を指定することができる。

なお、地域実習及び実戦実習の実習指導員の指定要領については、別に定める。

第６　教養実施者等の任務

１　教養担当者

教養担当者は、署長の指揮を受けて、実習の全般的な実施計画を立て、教養指導者、実習指導者及び実習指導員を指揮、監督するとともに、警察学校と連絡を密にし、実習の円滑な運営を図るものとする。

２　教養指導者

(1)　教養指導者は、教養担当者の指揮を受け、実習指導者及び実習指導員を指揮、指導し、実習の効果を高めるため、実習生の能力、体験程度、成育状況等を勘案しながら、実習生が効率的かつ主体的に体験、修得できるよう必要な調整を行い、計画的かつ効果

的な実習の推進を図るものとする。

(2)　地域課（係）長は、実習の各期間を通じて実習生に対する服務及び生活面の指導監督に当たるものとする。

3　実習指導者

実習指導者は、教養指導者の指揮を受け、実習指導員を指揮、指導するとともに、実習生に対して指導教養を行うものとする。

4　実習指導員

実習指導員は、実習指導者の指揮を受け、担当する実習生に対して実習内容に応じた指導を行い、実習生の基礎的実務能力の向上を図るものとする。

5　実習補助員

実習補助員は、必要に応じて、実習指導員の指示を受け、担当実習生に対して実習内容に応じた指導を行うものとする。

6　教養実施者以外の幹部の任務

教養実施者以外の幹部は、実習が円滑かつ効果的に行われるよう積極的に援助を行い、組織的かつ総合的な実習の推進に努めるものとする。

第７　実習の内容

1　職場実習

(1)　職場実習の当初は、原則として３日間、日勤勤務による基礎教養を行うものとし、その内容は、基礎教養実施基準表（別表１）のとおりとする。

(2)　地域実習及び捜査実習期間中に実習する内容は、職場実習及び実戦実習記録表（様式第１。以下「記録表」という。）のとおりとする。

(3)　その他必要な実習内容については、その都度警務部教養課長（以下「教養課長」という。）が通知する。

2　実戦実習

実戦実習期間中に実習する内容は、記録表及び交通実習項目一覧表（別表２）のとおりとする。

第８　実習の指導要領

1　職場実習

(1)　記録表等の作成

ア　職場実習指導員は、実習の進度を把握し、教養効果を高めるため、記録表を作成し、指導状況を教養指導者に適宜報告するとともに、実習内容の達成度を職場実習生に随時確認させるものとする。

イ　職場実習生は、職場実習の期間においては、職場実習日誌（様式第２）を作成し、当該実習の内容を職場実習指導員を経て署長に報告するものとする。

ウ　職場実習生は、地域実習及び捜査実習を修了したときは、その都度、職場実習指導員を経て署長に報告するものとする。

(2)　体験目標の設定及び確認

実習指導者は、実習生が基礎教養を終えたとき、並びに地域実習及び捜査実習のそれぞれの中間において、実習生と面接を行い、体験目標の達成度の確認及び新たな体験目標の設定を行うものとする。

(3)　検討会の開催

教養指導者は、地域実習及び捜査実習が修了したときは、それぞれ検討会を開催し、当該実習における実習生の修得（体験）状況を踏まえ、次の実習における指導方針等を決定するものとする。

(4)　実習要領

ア　職場実習生には、現行犯人の逮捕等目前急迫の場合を除き、単独での職務執行は行わせないこととする。

イ　職場実習生には、管内で特異事案の発生があった場合、事件に着手した場合、被疑者を検挙した場合等、これを体験させることが実習効果を高めると認められるときは、教養指導者等の緊密な連携の下に、一時的に捜査を担当する部門で実習を行わせることができる。

なお、指定された捜査実習期間以外に捜査実習を行う場合には、教養課長と協議すること。

ウ　職場実習生には、捜査実習の期間において、担当実習指導員と共に当直勤務を体験させるものとする。

２　実戦実習

(1)　記録表等の作成

ア　実戦実習指導員は、実習期間中、記録表を作成し、指導状況を教養指導者に適宜報

告するとともに、実習内容の達成度を実戦実習生に随時確認させるものとする。

イ　実戦実習生は、交通実習の期間においては、交通実習日誌（様式第３）を作成し、当該実習の内容を交通実習指導員を経て署長に報告するものとする。

ウ　実戦実習生は、実習を修了したときは、その結果を実戦実習指導員を経て署長に報告するものとする。

(2)　体験目標の設定及び確認

実習指導者は、実戦実習の中間において、実戦実習生と面接を行い、体験目標の達成度の確認及び新たな体験目標の設定を行うものとする。

(3)　実習要領

ア　実戦実習生には、実戦実習指導員による管理、指導の下、原則として独力による地域勤務を行わせるものとする。ただし、必要がある場合は、実習生個々の能力、業務ごとの修得状況等により、実戦実習指導員又は実戦実習指導員以外の者を同行指導に当てることができる。

イ　実戦実習生には、管内で特異事案の発生があった場合、事件に着手した場合、被疑者を検挙した場合等、これを体験させることが実習効果を高めると認められるときは、教養指導者等の緊密な連携の下に、一時的に捜査を担当する部門で実習を行わせることができる。

ウ　実戦実習の期間中に地域警察官としての実務能力を向上させるために、警ら用無線自動車勤務等を体験させ、また、一時的に刑事課、生活安全課、交通課、警備課等において実習を行わせることができる。

なお、刑事課、生活安全課、交通課、警備課等での実習を行う場合には、教養課長と協議すること。

エ　実戦実習の期間中に特に必要があると認められる場合は、正規の勤務員（戒護員又は看守勤務員）の補助的な立場の者として、護送活動及び看守活動の実習を行わせるものとする。

オ　実戦実習生には、実習生個々の能力、修得状況等を勘案し、巡連区を持たせることができる。

第９　実習に当たっての留意事項

１　署長は、職場実習及び実戦実習の期間が終了するまでは、実習生を部門別任用科等へ入

校させ、又は地域課以外の課へ配置しないこと。

2　署長は、実習に支障を及ぼさない範囲で、実習生を警察署の行事又は各種術科大会に参加させることができる。

3　署長は、実習の進度に応じて必要があると認めるときは、実習生に、警ら用無線自動車勤務等交番勤務以外の地域勤務を実習させることができる。

4　署長は、実習に支障のない範囲で、実習生を実習指導員が参加する交通安全教室、防犯座談会等に出席させることができる。

5　署長は、実習生に対し、あらゆる機会を通じて豊かな人間性及び社会人としての良識を身に付けさせるなどの、警察官として必要な職務倫理教育等を推進するものとする。

6　署長は、実習生を早期に職場環境に順応させるため、私生活上の相談、指導等について配意するものとする。

7　実習指導員は、実習の効果を高めるため、実習生の能力、実習の進度状況を勘案しながら、実習生が主体的に体験できるように配意するものとする。

8　実習生は、常に実習の状況及び進度を自ら把握するとともに、積極的に実習指導員の指導を求めるものとする。

9　実習補助員は、実習生の実習内容、指導結果等を実習指導員に報告するものとする。

第10　実習生の体力及び術科技能の維持向上

署長は、実習期間中において、余暇を利用した体力の維持及び向上に努めさせるとともに、毎月の武道訓練の日には実習生を参加させるなどして、実習生の逮捕術、柔道、剣道、総合対処法及び拳銃の術科技能の維持向上にも配意するものとする。

第11　初任総合検討会の開催

1　署長は、実戦実習の終期において、初任総合検討会を開催し、実習生の課題の修得状況の確認、今後の指導方法等を決定するものとする。

2　初任総合検討会には、教養実施者及び実戦実習生が出席するとともに、警察学校の教官等が出席するものとする。

3　初任総合検討会の開催時期等については、その都度教養課長が通知するものとする。

4　採用時教養を修了した者は、職場における個人指導推進要綱（平成５年埼例規第12号・教）第７条に規定する補充教養対象者とし、採用時教養期間中の課題の修得状況を確認するなどして、補充教養項目を指定し、採用時教養修了後の継続指導を各職場において実施

するものとする。

第12　実習に伴う報告等

1　署長は、教養実施者を指定し、又はその指定換えを行ったときは、職場実習及び実戦実習体制報告書（様式第４）により、教養課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、その写しを警察学校長（以下「学校長」という。）に送付するものとする。

2　署長は、地域実習のうち始期２か月の実習及び捜査実習が修了したときは、職場実習結果報告書（様式第５）を、速やかに学校長に送付するものとする。

3　実習生は、記録表を初任補修科入校の際に携行して、事後の教養に活用するものとする。

4　署長は、初任総合検討会の検討結果について、実戦実習結果報告書（様式第６）により、教養課長を経て本部長に報告するものとする。

5　職場実習及び実戦実習期間において作成する書類（前記第７及び第８並びにこの第12において規定するもの）については、施錠設備のある共用ロッカーに保管するものとする。

第13　相互の連絡

1　署長は、実習生が速やかに職場環境に適応し、落ち着いて実習が受けられるよう、独身寮の確保等受け入れ態勢を整備するものとする。

2　学校長は、必要に応じて随時、担任教官を実習先警察署に派遣し、教養実施者との連携の下に実習生の指導を行わせるものとする。

3　地域部地域総務課長は、随時、指導係員を実習先警察署に派遣し、教養実施者との連携の下に実習生の指導を行わせるものとする。

4　教養課長、署長、地域部地域総務課長及び学校長は、相互に緊密な連絡をとり、採用時教養を効果的かつ効率的に実施するよう配意するものとする。

実施日

1　この例規通達は、平成４年４月１日から実施する。

2　この例規通達実施の際、既に採用した巡査については、なお従前の例による。

実施日　（平成４年８月31日埼例規第55号・務）

この例規通達は、平成４年９月１日から実施する。

実施日　（平成５年７月30日埼例規第48号・地）

この例規通達は、平成５年８月１日から実施する。

実施日　（平成６年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成６年11月１日から実施する。

実施日　（平成７年３月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成７年４月１日から実施する。

実施日　（平成７年５月31日埼例規第30号・刑総）

この例規通達は、平成７年６月１日から実施する。

実施日　（平成７年９月28日埼例規第48号・教・学）

この例規通達は、平成７年10月１日から実施する。

実施日　（平成８年９月12日埼例規第47号・務）

この例規通達は、平成８年９月12日から実施する。

実施日　（平成９年９月19日埼例規第63号・教・学）

この例規通達は、平成９年９月25日から実施する。

実施日　（平成10年３月31日埼例規第28号・務）

この例規通達は、平成10年４月１日から実施する。

実施日　（平成11年２月26日埼例規第６号・教・学）

１　この例規通達は、平成11年３月26日から実施する。

２　改正後の職場実習実施要綱の規定は、この例規通達実施の日以後に開始する職場実習について適用し、実施日前に開始した職場実習については、なお前例の例による。

実施日　（平成11年３月30日埼例規第23号・務）

この例規通達は、平成11年４月１日から実施する。

実施日　（平成11年２月26日埼例規第６号・教・学）

１　この例規通達は、平成13年９月３日から実施する。

２　この例規通達実施の際、現に実施している職場実習については、改正後の職場実習実施要綱の規程にかかわらず、なお前例の例による。

実施日　（平成13年９月３日埼例規第86号・教）

１　この例規通達は、平成13年９月３日から実施する。

２　この例規通達の実施の際、現に実施している職場実習については、改正後の職場実習実施要綱の規定にかかわらず、なお前例の例による。

実施日　（平成14年11月26日教第1700号）

１　この通達は、平成14年11月27日から実施する。

２　この通達実施の際、現に職場実習中の実習生で捜査実習を終えたものの実習期間は、なお従前の例による。

実施日　（平成15年３月31日務第721号）

この通達は、平成15年４月１日から実施する。

実施日　（平成15年７月４日教第915号）

この通達は、平成15年７月４日から実施する。

実施日　（平成15年12月26日地第1091号）

この通達は、平成16年１月１日から実施する。

実施日　（平成17年４月１日教第473号）

１　この通達は、平成17年４月１日から実施する。

２　この通達による改正後の職場実習及び実戦実習実施要綱は、この通達の実施日以降に採用された警察官について適用し、施行日前に採用された警察官に係る職場実習については、なお従前の例による。

実施日　（平成17年12月28日交企第824号）

この通達は、平成18年１月１日から実施する。

実施日　（平成19年５月24日教第937号）

この通達は、平成19年６月１日から実施する。

実施日　（平成19年12月７日会第804号）

この通達は、平成19年12月10日から実施する。

実施日　（平成20年９月30日務第2725号）

この通達は、平成20年10月１日から実施する。

実施日　（平成20年10月29日教第2034号）

この通達は、平成20年12月１日から実施する。

実施日　（平成22年３月31日生企第2299号）

この通達は、平成22年４月１日から実施する。

実施日　（平成26年１月28日教第197号）

１　この通達は、平成26年３月１日から実施する。

２　この通達による改正後の職場実習及び実戦実習実施要綱の規定は、平成25年10月１日以後に採用された警察官について適用し、同日前に採用された警察官に係る職場実習及び実戦実習については、なお従前の例による。

実施日　（平成27年７月23日教第1380号）

１　この通達は、平成27年７月30日から実施する。

２　この通達の実施の際、現に警察官の採用時教養の実施に関する訓令（平成４年埼玉県警察本部訓令第12号）第２条に規定する初任補修教養又は実戦実習の期間中である者については、第１の規定による改正後の職場実習及び実戦実習実施要綱第11及び同第12の４の規定を除き、なお従前の例による。

実施日　（平成30年３月28日務第792号）

この通達は、平成30年４月１日から実施する。

実施日　（令和２年10月23日教第1214号）

この通達は、令和２年11月１日から実施する。

実施日　（令和３年３月30日務第670号）

１　この通達は、令和３年４月１日から実施する。

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日　（令和４年３月２日教第378号）

この通達は、令和４年４月１日から実施する。

【様式別表省略】